

総務大臣 高市早苗 殿

一律 10 万円給付について、
住民登録がない住居喪失者であっても、
各自治体の判断において給付を行うことを求める申し入れ

令和 2 年 5 月 18 日

れいわ新選組 代表 山本太郎
参議院議員 船後靖彦 木村英子

住居喪失者、いわゆるホームレス状態にある者は、
住民登録のない者が多い。

寝泊まりする路上、公園は原則住所とは認められない。

そのような状況にある者が給付されるには、
福祉施設（自立支援センターなど）や、
ネットカフェなどで住民登録することを想定しているようだが、
現実的には難しい。

福祉施設などでは、希望者全員が入所できるわけではない。
面接はもちろんのこと、定員もある。

他にも、ネットカフェでは利用料が発生し、
利用料を払えない方々は、この段階で排除される。

それに該当しない者であっても、
営業自粛を行っているネットカフェもあることを考えれば、
現状況下で、そういった施設に住民登録の許可を得る事は難しい状態である。

ここに対して今、何かしらの手を打たない場合は、
「住居喪失者たちの路上死」という現実を生み出すことになる。

その際、非難の矛先の全てが
総務省に向けられることは、私たちの本意ではない。

命の危機的状態にある者たちに対し、
総務省に光をあてていただきたく、
以下、申し入れる。

- ① 本人確認が取れる場合には、無条件で給付を行うこと。
- ② 住民登録のない者でも、
公園など住居喪失者の「今いる場所」で、
仮の住民登録を行える運用や、
福祉事務所などの住所に仮で住民登録を行い、
給付を受けられるよう緊急的な柔軟対応を行うこと。
- ③ 住居喪失者、および住民登録がない者に対応できる窓口の創設を行うこと。

以上、給付に関する最大限の裁量、判断を各自治体に委ねる旨の
通知などを早急に行うことを強く求める。

住居がある者であっても今日を生きるだけで困難な状況に追い込まれている昨今。
生命を落とす瀬戸際に立たされた住居喪失者にも、
命をつなぐ給付を迅速に行き渡らせる努力を最大限行うことは行政の務めであるとする。

「全国民に対する給付」との総理や総務大臣の発言に矛盾を生じさせないためにも、
総務省には通知などの発出を急いでいただくよう申し入れる。